

第22回帯広市農業委員会議事録

1 開催日 令和6年3月27日(火)

2 開催時間 午後1時26分開会 午後2時18分閉会

3 開催場所 帯広市役所10階 第5AB会議室

4 出席委員 24名

1番 工藤 美佐	2番 吉田 宏一	3番 深田 敬吾
4番 濱野 敏夫	5番 兒玉 康英	6番 松金 栄治
7番 梶川 毅	8番 河瀬 勉	9番 荒川 満雄
10番 大塚 敏幸	11番 山口 善則	12番 室崎 公一
13番 山崎 博之	14番 落合 憲和	16番 辻 浩志
17番 尾関 健一	18番 増地 孝昇	19番 岸塚 隆弘
20番 鹿内 淳一	21番 廣瀬 貢弘	22番 石崎 一彦
23番 山本 裕慈	24番 森 有宏	26番 吉田 利彦

5 欠席委員 2名

15番 窪田 さと子 25番 飯田 祐一

6 議事録署名委員

19番 岸塚 隆弘 20番 鹿内 淳一

7 議事内容

- (1) 報告第1号 農業委員会事務について
- (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
- (3) 報告第3号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
- (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
- (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
- (6) 議案第3号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
- (7) 議案第4号 農用地利用集積計画の案の決定について

8 傍聴人 なし

9 事務局 出席職員

事務局長	山名 克之	農地課長	境 憲行
農地係長	佐々木 正人	農地係主任	水野 晴基
農地係主任補	伊藤 智哉	農地係事務員	大竹 裕美

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第22回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は、24名です。
	議席番号15番 窪田委員、25番 飯田会長職務代理者につきましては、
	欠席の申出を受けております。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していること
	をご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3. 次第 にあるとおり、報告が3件、議案が4件、
	その他が1件です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、19番 岸塚委員、20番 鹿内委員を指名いたします
	ので、よろしくお願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、事前に資料を送付し、
	内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第3号につきましては、関連する内容の議案第1号及び第2号にて、
	一括してご説明いたします。
議長	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
	2月分の調査結果について、岸塚調査委員長より報告をお願いします。
岸塚調査委員長	26日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番47の
	1件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、2月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、3月分の調査結果について、大塚調査委員長より報告をお願いします。

大塚調査委員長	11日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明、附番48、49の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 以上で、3月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
議長	これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。 (議案第1号、附番36から37の2件の合意解約について朗読・説明) 以上附番36から37の2件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。
議長	それでは審議に入ります。 ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。 次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(水野主任)	農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第2号、附番39、41、44の売買による所有権移転3件、附番40の贈与による所有権移転1件、附番42、43の賃貸借2件、について、調査票に基づき朗読、説明。) 以上附番39から44の6件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番39について、岸塚委員よりお願いいたします。

岸 塚 委 員	附番 3 9 について意見を申し上げます。受人は地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農に従事しています。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議 長	ありがとうございました。 次に附番 4 2 及び 4 3 について、山崎委員よりお願いいたします。
山 崎 委 員	それでは意見を申し上げます。附番 4 2 及び附番 4 3 の 2 件についてですが、いずれの借主も地域で営農する認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者であります。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておらず、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。以上です。
議 長	ありがとうございました。 次に附番 4 4 について、辻委員よりお願いいたします。
辻 委 員	附番 4 4 について意見を申し上げます。受人は、渡人から生産基盤を受け継ぎ、新規就農を予定する者です。これまで昭和町の農地所有適格法人に 1 0 年程度勤めていたほか、令和 3 年 4 月より渡人のもとで作業に従事しております。また、今後の見込みに関し、帯広市に青年等就農計画の認定を受けており、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。意見は以上です。
議 長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第 3 号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)	農地法第 5 条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第 3 号、附番 1 2 の砂利採取に係る一時転用 1 件、附番 1 3 の土砂採取に係る一時転用 1 件について、調査書に基づき朗読・説明) なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第 5 条の各要件に合致していることを確認しております。
議 長	それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。 附番 1 2 について、兒玉委員よりお願いいたします。
兒 玉 委 員	それでは意見を申し上げます。附番 1 2 です。事務局からの説明のとおり、申請地の表土は薄く砂利層があるため、砂利を採取し平坦な農地にすることによって良い農作業ができることから、砂利採取についての一時転用はやむを得ないものと考えます。 以上です。

議 長	ありがとうございました。 次に附番 13 について、吉田宏一委員よりお願いいたします。
吉田（宏）委員	それでは意見を申し上げます。附番 13 です。事務局からの説明のとおり、土砂を採取することで一団の農地として利用できることから、一時転用はやむを得ないものと考えます。以上です。
議 長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。 ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。
（ 委 員 ）	（なし）
議 長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可することとします。 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局（水野主任）	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 （議案第 4 号、1. 一般分 (1) 賃借権等の設定 附番 74 から 101 の 28 件について調査書に基づき朗読・説明) （同、2. 公益財団法人北海道農業公社分 (1) 賃借権の設定の附番 19 の 1 件について調査書に基づき朗読・説明) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長	それでは審議に入ります。 事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
（ 委 員 ）	（なし）
議 長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 続いて「その他」に入ります。 「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の案について」、事務局より説明させます。
事務局（佐々木係長）	（「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等の案について」説明）

議	長	ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
		それではここで、事務局職員の人事異動等について、事務局から報告があります。
事 務 局 長		(退職者の紹介、人事異動の報告)
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。